

「静岡市アセットマネジメント

公共建築物施設群別マネジメント方針（概要版）」

1. アセットマネジメント推進について

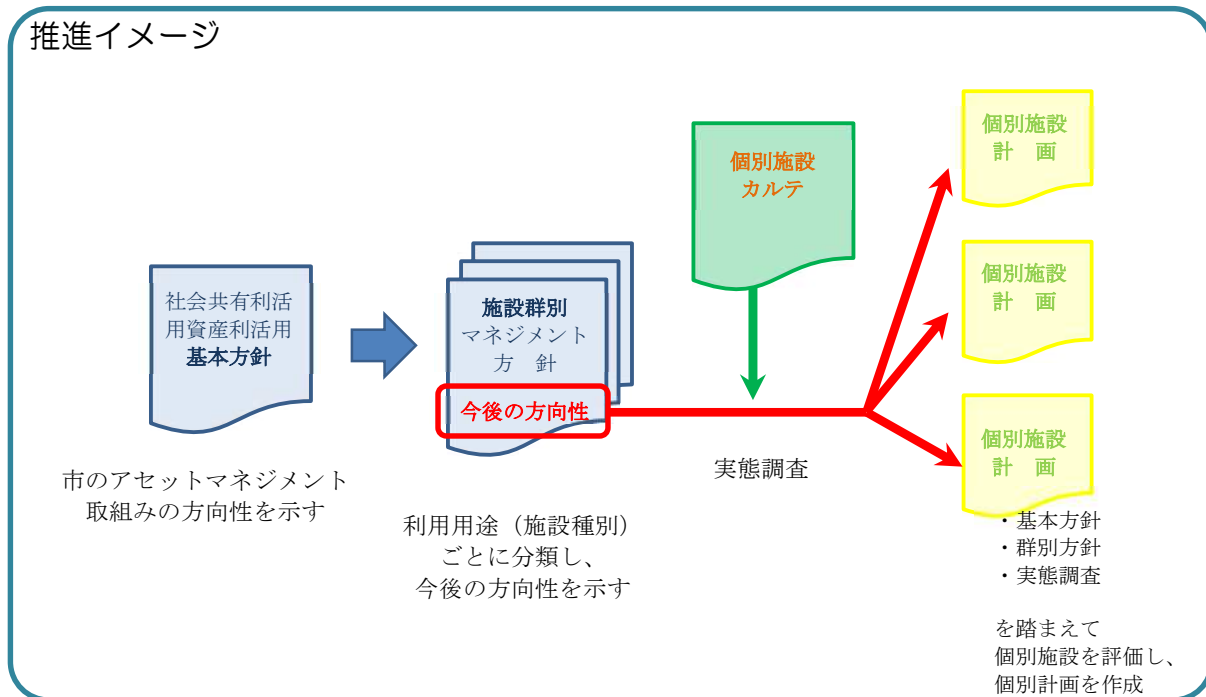
公共施設の老朽化による大量更新時代の到来は、本市の財政状況を圧迫する要因のひとつとして挙げられます。しかし、現有する公共建築物の中には市民ニーズに合わなくなっていると考えられるものもあり、それらを整理統合することにより財政負担を軽くし、健全で持続可能な都市経営を実現することがアセットマネジメントの目的です。

本市では、平成26年4月に「静岡市アセットマネジメント基本方針※1」を策定し、この基本方針を踏まえた「公共建築物施設群別マネジメント方針」を策定いたしました。

本方針を策定するにあたっては、本市行財政改革推進審議会において、公共建築物の利用用途ごとに審議し、それぞれについて「今後のマネジメントの方向性」を答申として示されたものを反映しました。

※1.静岡市アセットマネジメント基本方針は、令和6年7月に静岡市社会共有資産利活用基本方針として改訂

推進イメージ



2. 施設群別マネジメント方針「方向性一覧」

公共建築物の施設群による分類

施設群	利用用途別分類	群別評価における対象施設			掲載ページ
		H26施設数	R6施設数	面積(m ²)	
1 高齢者福祉施設 (18施設)	① 高齢者生活福祉センター	3	3	2,594.36	6
	② 養護老人ホーム	2	2	8,513.36	7
	③ 老人福祉センター	8	8	10,528.09	8
	④ 世代間交流センター	3	3	2,603.67	9
	⑤ 老人憩の家	2	2	827.00	10
	⑥ その他高齢者福祉施設	1	民営化済	—	11
2 障害者福祉施設 (13施設)	① 障害者自立支援・生活介護等施設	11	9	7,539.75	12
	② 心身障害児支援施設	2	2	1,640.04	14
	③ 障害者相談・交流施設	1	1	1,317.38	15
	④ 障害者歯科保健施設	1	1	202.64	16
3 保健・医療施設 (19施設)	① 保健福祉センター	10	10	12,008.77	17
	② 急病センター	1	1	1,124.39	18
	③ 診療所	1	1	736.65	19
	④ その他保健・医療施設	6	7	18,818.28	20
4 学校教育施設 (145施設)	① 小学校	87	81	479,625.54	22
	② 中学校	43	43	329,568.02	23
	③ 高等学校	2	2	41,821.00	24
	④ 給食センター	10	11	24,050.86	25
	⑤ 青少年育成施設	6	2	6,696.14	26
	⑥ その他教育関連施設	5	6	5,734.45	27
5 コミュニティ・生涯学習施設 (41施設)	① 生涯学習施設	39	38	49,522.92	28
	② 市民活動・男女共同参画施設	3	3	5,814.16	29
6 産業振興施設 (13施設)	① 中小企業支援施設	3	3	5,761.65	30
	② 勤労者福祉センター	3	3	14,834.98	32
	③ 都市山村交流センター	2	2	1,851.50	33
	④ その他産業振興施設	7	5	12,948.13	34
7 市営住宅等 (168施設)	① 市営住宅等	191	158	426,732.50	36
	② 職員住宅	8	8	4,325.78	37
	③ 寄宿舎	2	2	1,521.99	38
8 児童施設 (128施設)	① こども園	63	59	48,149.71	39
	② 児童クラブ	30	35	6,800.41	40
	③ 子育て支援センター	3	21	988.00	41
	④ 児童館	11	13	5,243.14	42
9 スポーツ施設 (21施設)	① スポーツ施設	27	21	101,046.97	43
10 レクリエーション施設 (20施設)	① 観光施設	34	16	13,018.23	45
	② キャンプ場	3	4	3,367.54	46
11 文化等施設 (26施設)	① 劇場・ホール	3	3	51,780.10	47
	② 博物館・展示施設	13	15	27,485.78	48
	③ 文化財施設	5	7	1,801.10	50
	④ 動物園	1	1	13,548.37	51
12 図書館 (12施設)	① 図書館	12	12	25,955.90	52
13 駐車場・駐輪場 (24施設)	① 駐車場・駐輪場	22	24	42,643.34	53
14 防災・消防施設 (24施設)	① 防災・消防施設	24	24	29,399.03	54
15 庁舎等業務施設 (29施設)	① 本庁舎	3	3	85,773.93	55
	② 支所・出先事務所	17	15	12,574.42	56
	③ 書庫・倉庫	14	11	6,238.35	57
16 その他 (31施設)	① 清掃・処理施設	15	14	71,886.21	58
	② 斎場	4	3	9,039.07	60
	③ 霊園	5	3	653.05	61
	④ 看護専門学校	3	3	8,277.97	62
	⑤ 児童相談所	1	1	1,833.36	63
	⑥ その他	7	7	65,316.69	64
合計		783	732	2,112,084.67	

3. 方向性の区分について

区 分	考 え 方	イメージ（一例）
継 続	社会的なセーフティネットなど公共の果たす役割りが今後も継続的にあり、民間が進出しにくいマーケット分野で、ハコモノを拠点に公共サービスを提供していくことが必要であると考えられる施設群を「継続」と表しています。 なお、継続するにあたっては、単純な施設の現状維持ではなく、施設の長寿命化、縮小、施設の有効活用による収益の増大や維持管理費の削減を前提とします。	
複合化	市民ニーズとしての需要があり、今後も公共サービス提供の必要性が認められ、さらなる公共サービスの向上を目指すため、他の機能を持つ公共施設と併合し、複数の機能を持つハコモノとして整備することで、ひとつの施設を多機能化し、活用していく施設群を「複合化」と表しています。	
統廃合	複合化と同様、公共サービス提供の必要性は認められるものの、施設の老朽化や経済性の観点から、同種・同類の施設と統合させ、ひとつの施設（ハコモノ）にまとめることにより、延べ床面積を縮減し、維持費の削減を図っていく施設群を「統廃合」と表しています。 また、市民ニーズの変化や民間企業等の進出により、行政サービス提供の観点から <u>機能や役割を終えたと考えられる施設の廃止も含みます。</u>	同種・同類の施設
民営化	民間事業者の参入が期待できる場合や、既に民間事業者が運営している状況があることなどを踏まえ、今後、民営化を進めるべき施設群について「民営化」と表しています。 なお、ここでは、度合いの異なる「民営化」を広く指しており、①施設運営の主要業務の民間委託化、②指定管理者制度の導入、③PPP／PFI（※1）手法等による施設の整備・運営、④施設設置・運営の民間移行（民設民営）を「民営化」としています。	下に行くほど民営化が進む - 民営化 - 行政の直営 → 主要業務の委託化 - 民営化 - 主要業務の委託化 → 指定管理 (PFI手法を含む) - 民営化 - 指定管理 → 民設民営

※1 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うことであり、PPPには、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含む。

PFI（プライベート・ファイナンス・インテグリティ）とは、公共工事等の設計、建設、維持管理、運営などに、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスを効率的かつ効果的に提供すること。

4. アセットマネジメントを推進するにあたり

本市行財政改革推進審議会における審議の中では、アセットマネジメント推進にあたり、基本的事項として以下の点でご意見をいただきました。

- ・人口減少や少子高齢化などの人口動態や市民ニーズを把握すること
- ・施設の保有状況や利用実態、今後の課題などを市民に周知徹底すること
- ・行政サービスの質を低下させないようにすること

また、これらの他にも、高齢者福祉施設、障害者福祉施設については、行政としてのセーフティネット、地域振興の側面を持ち合わせている点を考慮すべき、とのご意見をいただいた他、産業振興施設、駐車場・駐輪場、レクリエーション施設をはじめ、他の施設についても、民間事業者との役割分担を明確にした上積極的な民営化を進めるよう、ご意見をいただきました。

今後、アセットマネジメントを推進するにあたっては、行革審からいただいた意見を十分に考慮する他、国が進める「まち・ひと・しごと創生基本方針」に掲げる「小さな拠点づくり」など、まちづくりの観点をも踏まえた上、「公共建築物施設群別マネジメント方針」を拠りどころとして、個別施設の評価及びそれに基づく計画書を作成し、計画的にかつ創意工夫のあるアセットマネジメントに取り組んでまいります。